

定款

第1章 総則

第1条 この団体は日本バイオマテリアル学会（以下本会という。）という。英文では The Japanese Society for Biomaterials（略称 J S B）と表示する。

第2条 本会は、事務局を一般財団法人口腔保健協会内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は理事会の議決を経て必要に応じて支部委員会およびワーキンググループをおくことが出来る。

第4条 本会は、バイオマテリアルおよびその応用に関する国内外の研究の連絡と研究の進歩・教育の促進をはかり、もって学術の発展および技術の向上に寄与することを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1)常任理事会、理事会、評議員会、総会、委員会、ワーキンググループ会議の開催。
- 2)大会、シンポジウム、セミナーの開催。
- 3)機関誌および図書印刷物の刊行。
- 4)調査および研究。
- 5)その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

第6条 本会の会員の種別は次のとおりとする。

- 1)正会員 バイオマテリアルに関する学識経験または関心を有するもので、本会の目的に賛同し、別に定める会費納めるもの。
- 2)賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人または団体で、別に定める会費を納めるもの。
- 3)名誉会員 理事、大会長を務めるなど本会に対し特に永年功労があり、理事会の推薦により総会で承認されたもの。
- 4)学生会員 学生であってバイオマテリアルに関心を有するもので、本会の目的に賛同し、別に定める会費を納めるもの。

第7条 会員になろうとするものは、入会金および会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。会員となることを承認されたものは、所定の期日内に会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、本会の刊行する機関誌および図書の優先的頒布を受けることができる。

第9条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- 1)退会
- 2)死亡、失そう宣告
- 3)除名

第10条 会員で退会しようとするものは、その義務を完了した後に退会届を提出しなければならない。

第11条 会員が各号のひとつに該当するときは、理事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- 1)会費を1年以上滞納したとき。
- 2)本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為のあったとき。

第12条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 役員・評議員および職員

第13条 本会には、次の役員をおく。

理事 35名以内(うち会長1名および常任理事11名以内)
監事 2名

第14条 本会に評議員200名以内をおく。別に定員外で賛助会員評議員をおく。

第15条 本会の会長、常任理事、その他の理事、監事、および評議員は総会で選考する。

2.会長、常任理事、その他の理事、監事、および評議員の候補者選考にあたっては、別に定める選考規程に従うものとする。

第16条 会長は、本会の業務を総理し、この団体を代理する。

2.常任理事は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

第17条 常任理事は、常任理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項を審議し、理事会に諮る。

第18条 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外を議決し、執行する。

第19条 監事は、事業内容と会計を監査する。

第20条 評議員は評議員会を組織し、総会で議決すべき事項、その他会長から示された重要な会務について評議する。

第21条 本会の役員および評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2.補欠または増員により選考された役員および評議員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

3.役員および評議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4.役員は、本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても総会および理事会の議決により、会長がこれを解任することができる。

第22条 本会の事務を処理するため、事務局長その他の職員をおくことができる。

2.職員は、会長が任免することができる。

3.職員は、有給とすることができる。

第5章 会 議

第23条 常任理事会は、会長が業務遂行上必要と認めたととき招集する。

2.常任理事会の議長は、会長とする。

第24条 理事会は、会長が業務遂行上必要と認めたととき招集する。ただし、理事現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、会長は、臨時理事会を招集しなければならない。

2.理事会の議長は、会長とする。

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ会議を開き決議することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2.理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第26条 評議員会は次の場合に会長が招集する。

1)会長または理事会が必要と認めたととき。
2)評議員50名以上から会議の目的事項を示して請求のあったとき。
評議員会には前条の規定を準用する。この場合において同条中の「理事会」および「理事」とあるのは、「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

第27条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

第28条 臨時総会は次の場合に会長が招集する。

1) 理事会が必要と認めたととき。
2) 評議員会で必要と認めたととき。
3) 会員現在数の5分の1以上から、あらかじめ会議の目的を示して請求があったとき。臨時総会の議長は、会議のつど、出席会員の互選で定める。

第29条 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項日時および場所を記載した書面をもって通知する。ただし急に臨時総会を招集するときは、前項の通知期限を5日以前にまで短縮することができる。

第30条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならない。

1)事業計画および収支予算
2)事業報告および収支決算
3)財産目録および貸借対照表
4)その他理事会および評議員会において必要と認めたと事項。

第31条 総会は、正会員、賛助会員、名誉会員、終身会員をもって構成する。

2.総会の議事は、出席者の過半数の賛成によって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

第32条 総会の議事の要項および議決した事項は、会員に通知する。

第33条 総会、評議員会および理事会の議事録は、議長が作成し、これを保存する。

第6章 資産および会計

第34条 本会の資産は、次の通りとする。

- 1)会費
- 2)事業に伴う収入
- 3)資産から生ずる果実
- 4)寄付金品
- 5)その他の収入

第35条 本会の資産は、理事会の議決により評議員会の承認を得て会長が管理する。

第36条 本会の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる果実等の運用財産をもって支弁する。

第37条 本会の収支決算に余剰金があるときは、理事会、評議員会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、また翌年度に繰越すものとする。

第38条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 定款の変更ならびに解散

第39条 この定款は、理事会、評議員会および総会において、おのおのの3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

第40条 本会の解散は、理事会、評議員会および総会において、おのおのの4分の3以上の議決を経なければならない。

第8章 補 則

第41条 この定款施行についての細則は、理事会および評議員会の議決を経て別に定める。